



これは正本である。

令和7年7月28日

高松地方裁判所

裁判所書記官

佐野真



令和6年(モ)第10005号 保全異議申立事件

(基本事件 令和5年(ヨ)第31号)

決 定

東京都足立区千住宮元町31-18

5	債 権 者	大 森 暁 生
	同 代理人 弁護士	川 添 丈
	同	余 頃 桂 介
	同	河 野 壮 志

高松市国分寺町国分2065番地

10	債 務 者	国 分 寺
	同 代表者 代表役員	大 塚 純 司
	同 代理人 弁護士	中 田 祐 児
	同	小 泉 博 嗣
	同	島 尾 大 次
15	同	高 木 誠 一 郎
	同	益 田 歩 美
	同	美 馬 和 仁
	同	伊 丹 元 哉

主 文

- 20 1 債権者と債務者との間の高松地方裁判所令和5年(ヨ)第31号無断改変・公表等禁止仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年12月28日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分命令の申立てをいずれも却下する。
- 3 申立費用及び異議申立費用はいずれも債権者の負担とする。

25 理 由 の 要 旨

第1 異議申立ての趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 債権者は、債務者との間で、大日如来像及びその付属設備一式（以下「**本件仏像**」という。）の制作を請け負っていたところ、債務者に対して本件仏像を仮に引き渡す旨の仮処分決定（東京地方裁判所令和5年（ヨ）第2626号。以下「**別件仮処分決定**」という。）を受け、その保全執行を受けた。

基本事件は、債権者が、本件仏像について、仮の引渡しを受けた債務者に対し、著作権及び著作者人格権に基づく差止請求権を被保全権利として、債権者の承諾なく、組上げ、彩色、補修その他の改変並びに開眼法要その他の方法による公表及び展示をしてはならない旨の仮処分命令を求めた事案である（なお、債権者は、本件仮処分命令の申立書において、所有権に基づく物権的請求権も被保全権利である旨を主張していたが、令和7年4月14日付け主張書面7において、被保全権利は著作権及び著作者人格権であると主張している。）。

高松地方裁判所は、令和5年12月28日、本件仮処分命令の申立てを認める旨の仮処分決定（以下「**原決定**」という。）をした。これに対し、債務者は、保全異議を申し立て、原決定の取消し等を求めた。

2 主要な争点及び当事者の主張の骨子は、次のとおりである（主張の詳細については、当事者双方が提出している各主張書面記載のとおりであるから、民事保全規則9条4項に基づいて、これらを引用する。）。

(1) 本件仏像の著作権者

ア 債権者の主張

本件仏像は、債権者の単独著作物である。その著作権は、債権者が有する。

イ 債務者の主張

本件仏像は、債務者の単独著作物であり、仮に、債務者の単独著作物ではないとしても、債務者の著作物である図面に依拠して創作された二次的著作物であるか、若しくは共同著作物である。したがって、債務者は、本件仏像

の利用に関する原作者の権利を有し、若しくは共同著作権を有する。

(2) 権利侵害のおそれ

ア 債権者の主張

5 債務者は、本件仏像について、仮の引渡しを受けた後、仏堂に安置して公開することを目的として、債権者の承諾を得ないまま、組上げや彩色、補修その他の改変を行って開眼法要を行おうとしている。

債務者による上記各行為は、債権者が有する著作権に基づく展示権並びに著作者人格権に基づく公表権及び同一性保持権を侵害するおそれがある。

本件仏像の所有者が債務者であることは否認する。所有者は債権者である。

10 イ 債務者の主張

債務者は、彩色や補修を行う意思を有しない。組上げ、彩色及び補修は、いずれも同一性を変更する改変に当たらないか、若しくは「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)に当たり、権利侵害性はない。

15 債権者は、個展や広告宣伝において本件仏像を既に公表しており、本件仏像の所有者である債務者との間で、令和5年10月に本件仏像の開眼法要を行うことを合意していた。したがって、債務者による上記各行為は、債権者が主張する展示権、公表権及び同一性保持権を侵害するものではない。

(3) 信義則違反・権利濫用の成否

ア 債務者の主張

20 債権者は、平成25年に債務者から本件仏像の制作を依頼された時から、本件仏像が最終的に債務者によって公表・展示されることを当然に予定していた。また、債権者と債務者は、本件仏像の最終形態について、債務者が作成した設計図を出発点としながら協議を重ねて共同して創作してきたものの、債権者の事情により、再三にわたり引渡しが延期された。結局、債権者は、債務者との間で、令和5年8月25日に本件仏像を引き渡し、同年10
25 月に開眼法要を行うことを合意したものの、同年8月に至って契約書を作成

しなれば引き渡さないと主張し、報酬が6億3360万円であると主張するに及んだ。これにより、債務者は、本件仏像の引渡しを受けることができない状態が続き、多大な経済的損失と社会的信用の失墜を受けている。以上によれば、債権者による著作権及び著作者人格権に基づく差止請求権の行使は、信義則違反・権利濫用である（著作権法64条2項、65条3項）。

イ 債権者の主張

本件仏像の引渡期限は合意されておらず、目安とされた日程の徒過は、債務者側の事情によるものである。債権者は、令和5年8月、債務者との間で、信頼関係の回復を目指すべく、契約書の作成を協議することとし、本件仏像の引渡しを延期する旨合意した。同月までの間に契約書が作成されなかったことは、債務者の意向によるものである。債権者は、債務者から報酬の全額及び人件費の大半の支払を受けていない。債権者が主張する報酬の額は、正当な対価である。債権者による権利行使は、信義則違反・権利濫用ではない。

(4) 保全の必要性及び別件仮処分決定の競合・抵触

ア 債権者の主張

債務者は、債権者に対し、早期に本件仏像を展示するという保全の必要性を別件仮処分決定が認めたと主張して、債権者の承諾を得ないまま、本件仏像を組み上げるなどの改変や、公表・展示を行おうとしている。債権者は、本案判決を待っては、回復不可能な著作権侵害の損害を被る蓋然性が高い。本件仮処分命令の申立ては、別件仮処分決定の競合・抵触に当たらない。

イ 債務者の主張

別件仮処分決定は、債務者が本件仏像の開眼法要（一般公開）を早期に実現すべき必要性があることを理由として、債務者に対し、本件仏像を使用収益することを認めて、その引渡しを命じている（断行仮処分）。したがって、債務者は、本件仏像の使用収益である開眼法要を実施できる地位を有する。しかるに、本件仮処分命令の申立ては、債務者による開眼法要の禁止を求め

るものであるから、別件仮処分決定の競合・抵触に当たり、不適法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（証拠等を掲記した事実以外は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

5 ア 債権者は、「D. B. F a c t o r y」の屋号で、木製彫刻の工房を運営する彫刻家である。

 イ 債務者は、高松市国分寺町に所在し、四国霊場第八十番札所である讃岐国分寺を運営する宗教法人である（以下、債務者代表者を「住職」という。）。

(2) 事実経過

10 ア 住職は、平成25年4月頃、債権者に対し、債務者において公開、展示その他に使用することを目的として、空海が平安初期に造立した大日如来像を再現した本件仏像の制作を依頼した。制作期間は3年、制作費は3000万円が目安とされたが、いずれも確定していなかった。住職は、本件仏像の制作に当たり、別紙記載の図面（原決定別紙3(1)15頁記載と同旨のもの。以下「**本件図面**」という。）を作成し、これを債権者に交付した（乙44）。

15 イ 債権者は、多忙であったことから、平成28年4月頃までの間、本件仏像の彫刻作業に着手しておらず、本件仏像は、同年末になっても完成しなかった。このような状況の下、住職は、債権者に対し、平成28年12月に1000万円を支払い、その後も、令和5年2月までの間に、合計8回にわたり、
20 上記1000万円を含む総額8184万円余を支払った。

 ウ 住職は、平成29年12月、債権者に対し、工期が予定よりも大幅に遅れていることを苦慮しており、いつ完成するのかなどと問合せを多く受けていること、これまで明確な締切りを設けていなかったが、令和元年4月末を一つの具体的な完成目標とさせてほしいこと、それが対外的に最大限の許容範囲かと認識していることなどを述べた（乙2の8）。

25 エ 令和元年4月末になっても本件仏像は完成しなかった。住職は、令和元年

1 2月、債権者との間で、別表記載の電子メールを交わし、本件仏像の制作
期限は令和3年3月末が限度であり、同月末に未完成であっても、本件仏像
を債務者側へ運搬してお披露目がしたいなどと述べた（乙2の14～16）。

5 オ 住職は、令和元年12月、設計事務所との間で、本件仏像を納める大日如
来堂（以下「**本件大日如来堂**」という。）の改修等に関する設計監理委託契約
を締結した。以後、債務者が負担した改修費用や資金調達に要した費用は、
既払分だけでも5057万円余に及んだ。（乙4～6、9、12、18、31、
33 [いずれも枝番を含む。]、審尋の全趣旨）

10 カ 住職は、令和3年1月、クラウドファンディング（寄附金）を募り、本件
仏像の制作を含む今回のプロジェクト全体の総事業費が1億3500万円
であると公表した。その後も、住職は、クラウドファンディングを実施し、
1200名余から2239万円余を調達した。寄進者（寄附をした者）は、
3000名以上に及んだ。（乙2の19、11の1～3、34）

15 キ 本件仏像の制作は、外注されたガラス製部品の納期などの影響により、令
和3年3月末以降も継続することとなった（乙2の18、審尋の全趣旨）。

20 ク 住職は、令和4年9月、債権者に対し、本件仏像の開眼法要の日程候補と
して、令和5年10月1日又は同月8日を提示したところ、債権者は「開眼
法要の件、いよいよそのお話をさせて頂く時が来たんだな、と感慨深い思い
です。こちらとしては10月1日でも8日でもどちらでも構いません。…（中
略）…開眼法要は僕のお世話になっている方や友人などもお呼び出来るので
しょうか？…（中略）…自分としては、お世話になっている方や友人は勿論
のこと、クラファンにご賛同頂いた皆さまもお呼びしたい気持ちです。」な
どと述べた。これを受けて、住職は、本件仏像の開眼法要の実施日を、令和
5年10月7日から3日間とすることとした。（乙2の20～21）

25 ケ 債権者、住職及び設計事務所等は、令和5年から協議を行った。設計事務
所側は、今後の予定として、債権者が同年8月に本件仏像を本件大日如来堂

へ搬入し、同年9月に搬入後の調整等を行い、住職が同年10月7日から開眼法要を行う旨のスケジュール表を作成した。そして、債権者、住職及び設計事務所等は、令和5年2月、打合せをしたところ、債権者は、現状の搬入のスケジュールを見るとちょうどよいと思う、8月末の搬入についてはタイミングとしても良さそうである、搬入時期をなるべく早めに伝えておきたいなどと述べた。(乙14、15、17)

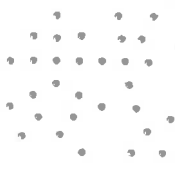
コ 住職は、令和5年3月、設計事務所及び施工業者との間で、本件大日如来堂の改修等に関する請負契約を締結し、その作業等に着手した。また、住職は、ウェブサイトにて、本件仏像の完成公開は令和5年10月上旬頃を予定していると公表した。(乙14、17、18、46、審尋の全趣旨)

サ 債権者は、令和5年4月、設計事務所側に対し、本件仏像について、同年8月24日に工房から搬出し、同月25日に債務者側へ搬入し、同月28日までの間に設置作業を行うと回答した(乙36の1~2)。

シ 債権者は、令和5年4月、フェイスブック(インターネット上のSNS)において、本件仏像の制作活動が雑誌やNHKの放送において紹介されていることを公表し、「10年の年月をかけ、まさに命を差し出す覚悟で臨んだ大日如来坐像が今秋いよいよ開眼を迎えます。…この先、本尊のお顔及び装飾等を時間の限り仕上げ、今夏完成となりますが、その直前の姿をぜひお手に取ってご覧頂けましたら幸いです。」と投稿した。また、債権者は、報道機関を集めた本件仏像の完成内覧会を令和5年7月14日から3日間実施することを決定した。(乙2の22、乙10の16~17)

ス 住職は、令和5年5月、債権者に対し、同人が求める金額を支払いたいのので、早めに請求額を教えてください旨を述べた(なお、住職は、これまでも、何度か請求額を尋ねることがあった)。これに対し、債権者は、債務者に対して、請求したい金額を明かさなかった。(甲5、審尋の全趣旨)

セ 債権者、住職及び設計事務所等は、令和5年6月、打合せを行った。設計



事務所側は、議事録に、「7/14～16 で大日如来像完成内覧会@工房 →施工業者もお呼びして現物確認していただき、そのタイミングで搬入関係の打ち合わせを行うかご相談。スケジュールについて 仏像搬入 8/25～8/30、エポキシ塗装 9月初旬、10/7 開眼法要」と記載した。(乙24の1～2)

5 ソ 債権者は、令和5年6月、個展において、本件仏像に関する展示パネルを設け、「2023年6月末に工房にて完成、8月末に讃岐國分寺 大日如来堂に納入、10月に開眼造立を予定しております。」と掲示した(乙23)。

住職は、債権者に対し、本件仏像に関するクラウドファンディングを上記個展において募集告知したいと求めたところ、トラブルとなった。債権者と住職は、信頼関係に破綻が生じた。(乙2の26～29)

10 タ 債権者は、令和5年6月、予定していた完成内覧会の開催を中止し、住職に対し、本件仏像はまだ腕が付いていないなどと述べた(乙2の29、30)。

チ 債権者は、令和5年8月6日、住職に対し、これまでの住職の言動について謝罪を求めるとともに、信頼関係が修復されるまでは本件仏像を納入できないこと、契約書を作成したいことなどを電話で述べた(乙28、47)。

15 ツ 住職は、令和5年8月8日、債権者に対し、同人が同月末に納入できないと述べる気持ちも理解すること、とはいえ、あまりにも多くの方々に甚大な影響を与えるから公開のスケジュールは動かさないこと、そこで、妥協案として、工期の影響を考えるとひとまず台座と大光背の搬入設置だけを同月末に済ませてもらえないか、大勢の方が予定通りの公開を待ち望んでおり、その期待と信頼を裏切ることのないように協力願いたいことなどを述べた。住職は、令和5年8月9日、債権者に対し、なんとか予定通りに開眼法要を行いたいという方向性を目指しているので、契約書の草案の作成を速やかにお願いたいなどと述べた。これに対し、債権者は、住職に対し、同人が同月
20 6日の電話において納入はいつになっても構わないと述べたにもかかわらず、言を翻して納入延期の合意を否定する言動に及んでいると指摘して、虚
25

しさを感じると述べ、住職の求めに応じなかった。(乙2の31～32)

テ 債務者代理人弁護士は、令和5年8月24日、債権者に対し、本件仏像を同月25日に搬入して同月27日に設置する工程が確定しているから、速やかに引渡しの具体的な日程を明らかにするよう求めた(乙26の1～2)。

5 ト 令和5年8月24日付けの徳島新聞は、本件仏像の搬入が同月下旬であり、一般公開の予定が同年10月であると報道した(なお、NHK高松放送局も、これに先立ち、2回にわたり、本件仏像の一般公開が令和5年10月であると報道した。)(乙20の1～2、乙25)。

(3) 裁判の経過

10 ア 債務者は、令和5年9月4日、債権者に対する別件仮処分の申立てをした。

イ 東京地方裁判所は、令和5年11月22日、債権者に対して本件仏像について仮の引渡しを命じる旨の別件仮処分決定をした。

ウ 債務者は、令和5年11月29日、別件仮処分決定に基づく保全執行により、本件仏像について仮の引渡しを受けた。なお、その当時、本件仏像の両腕は取り付けられていた。(甲10、乙32、審尋の全趣旨)

エ 債権者は、令和5年12月14日、本件仮処分命令の申立てをした。高松地方裁判所は、令和5年12月28日、上記申立てを認める原決定をした。


オ 東京地方裁判所は、令和7年2月28日、債権者が申し立てた保全異議申立事件において、別件仮処分決定について認可する旨の決定をした。

20 カ 債権者は、上記オに対し抗告を申し立てた。その抗告審は、係属中である。

キ 債権者は、本件仏像の価値が3～4億円であり、報酬を含む対価のうち、未払の額は少なくとも7億円を下らないと主張している(審尋の全趣旨)。

(4) 本件図面の創作性の有無及び本件仏像の創作行為に関する事実関係

25 ア 空海が平安初期に造立したとされる大日如来像は、焼失しており、現存していない。そこで、住職は、債権者に対して本件仏像の制作を依頼するに当たり、空海の大日如来像に関する数少ない手がかりとして、古文書である東



宝記や、運慶が造立したとされる光得寺の大日如来坐像を検討し、密教学者（正木晃氏など）と協議した上で、本件図面を作成した（審尋の全趣旨）。

イ 本件図面には、(A) 光背（仏像の背後にある装飾的な光の輪）において、三十七尊（37体の仏・菩薩）が納められているほか、(B) 宝冠の正面において、胎蔵界五仏（密教の教義における「胎蔵界」という概念において登場する5体の仏）が十文字型に配置されている（審尋の全趣旨）。

ウ 本件図面の中央にある如来坐像並びに下側にある蓮華座及び獅子の像は、光得寺の大日如来坐像と酷似している（甲19、24の1～2、乙44）。

本件図面の中央に描かれている如来坐像の周囲には、大きな円形の光背が描かれており、その光背の中に、37体の仏・菩薩の像が如来坐像を囲むようにして描かれている。この37体の仏・菩薩の像は、真言宗の文献に掲載されている金剛界曼荼羅（9つの正方形が描かれている絵画）において描写された37体の仏・菩薩の像と類似するものの、大きさや位置、形状などについては、相応に異なっている。（甲18の3、乙44）

エ 債権者が制作した本件仏像（現状は原決定別紙1(1)以下記載のもの）は、本件図面を原案とし、これに依拠して制作された著作物（彫刻作品）である。

債権者は、本件仏像に対し、自ら材料を選定した上で、構造や造形、意匠に独自の工夫を加え、空間に立体形象を造形する事実としての創作を行った。

住職は、本件仏像の制作過程において、彫刻作業を行っていないものの、債権者に対し、①蓮華座下の8体の獅子に八大明王を振り当てる、②軍荼利明王が体にまとう蛇はコブラがよい、③降三世明王がシヴァ神を踏みつける、④獅子の彩色については、光得寺の仏像と同様に、基本配色を仏像本体と同じく漆箔仕上げ（金色）とし、たてがみの色を緑色にする、⑤蓮華座を支える鋳物製構造パーツの紋様については、住職が手書きで作成したパルメット紋様のラフ画を参考にする、⑥37体の仏・菩薩の像については、住職が再現したポーズを参考とし、曼荼羅に描かれた元の配列の意味や関係性をなる

べく保ったまま配置する、⑦光背最上部に配置する塔の中に弘法大師像を納める、⑧宝塔の下に五鈷杵を配置する、⑨宝冠の正面に五仏を配置する、⑩光背の裏面に、表側の仏像と同じ大きさで、曼荼羅や住職の実演写真に依拠した胎藏界大日如来を描く、などの種々の指示・要望を行った。債権者は、住職から、数十回にも及ぶ指示・要望を頻繁に受けたことにより、本件仏像の制作を円滑に進めることが困難であった。(審尋の全趣旨)

2 検討

(1) 争点(1) (本件仏像の著作権者) について

ア 前記認定事実によれば、債権者は、著作物である本件仏像に対し、彫刻作業という事実行為としての創作活動を行って、思想又は感情の創作的な表現を行ったといえるから、本件仏像の著作権者であると認められる。

イ 他方で、本件仏像は、本件図面を原案とし、これに依拠して制作された彫刻作品であるから、仮に、本件図面が著作物である場合には、本件仏像は、住職が作成した本件図面を原著作物とする二次的著作物であるといえる。また、債権者と住職との間において共同創作性の要件も満たしている場合には、本件仏像は、二次的著作物ではなく、債権者と債務者の共同著作物であるといえる。そこで、本件図面が著作物といえるかどうかについて検討すると、本件図面は、光得寺の大日如来坐像を模写又は転写したものである可能性が高いものの、これに加えて、金剛界曼荼羅の描写と相応に異なる形で描かれた前記(A)の特徴があり、かつ、前記(B)という特徴も組み合わせられており、独自性・独創性があるものと解される。また、本件図面は、いわゆる量産品を生み出す設計図の類ではなく、作図上の表現方法について共通のルールがあるというものでもなく、宗教画の一種ともみることができ、作成者における様々な宗教上の思想に基づいて、様々な表現方法が選択されるもの(ありふれた表現方法とはならないもの)と解される。そうすると、本件審理において現れた事情の下においては、本件図面は、住職の個性が発揮され

た、宗教上の思想を表現する著作物であると解するのが相当である。

住職は、債権者に対し、本件仏像の制作において、前記①～⑩をはじめとする種々の指示・要望を行っており、債権者は、住職から頻繁に指示・要望を受けることにより、その対応に苦慮していたといえる。そうすると、本件仏像の制作は、債権者が実際の表現方法を選択し、その表現方法の実践として債権者のみが彫刻作業を行うものではあったにせよ、住職と債権者との間において、互いに相補う形で創作をなすという主観的な認識の下で、実際に互いに相補う形で創作がなされたものと一応みることができる。これに加え、本件仏像を二次的著作物と解するよりも共同著作物と解する方が債権者の権利保護に資すると解されることも踏まえれば、本件仏像は債権者と債務者の共同著作物であり、両者が共同著作権を有すると解するのが相当である。

(2) 争点(3) (信義則違反・権利濫用の成否) について

事案に鑑み、争点(3)について判断する。前記で認定した事実経過によれば、債権者は、(i) 令和4年9月、本件仏像の開眼法要を令和5年10月に行うことを了承した後、(ii) 同年4月、設計事務所側に対し、本件仏像の搬入が同年8月下旬であると告知し、(iii) 報道機関向けの完成内覧会を同年7月に行うことを決定し、(iv) フェイスブックに今夏完成・今秋開眼法要の予定であることを宣伝し、(v) 令和5年6月に行われた設計事務所側との協議においても、同年8月末に搬入し、同年10月に開眼法要が行われることを再確認し、(vi) 同年6月に行われた自身の個展においても、「6月末に工房にて完成、8月末に…納入、10月に開眼造立を予定」と対外的に発表している。また、債権者は、(vii) 令和5年8月に至るまで、住職から、報酬等の請求額を明らかにするよう繰り返し求められていたにもかかわらず、これを明らかにしなかった。そうすると、前記(i)～(vii)に照らせば、債権者は、報酬等に関する重要な契約交渉を棚上げにしたまま、令和5年8月に本件仏像を引き渡し、同年10月に本件仏像の開眼法要が行われることについて、自らも意欲して積極的に推

し進めてきたものというべきである。また、別表記載の住職の供述や、本件の一連の経緯に照らすと、債務者側は、本件仏像の引渡時期や開眼法要の実施時期について、債権者に対する高度の期待や信頼を形成していたものといえる。

前記認定事実によれば、本件仏像は、3000名以上の寄進者が2000万円以上もの寄附金を投じて制作されたものである。そうすると、本件仏像の開眼法要が遅滞すれば、債務者や設計事務所側が不利益を被るだけでなく、開眼法要を待ち望んでいる多くの寄進者においても、資金を拠出したにもかかわらず、その成果である本件仏像の情報財を享受できないという不利益が広範囲にわたって生じる。これに対し、債権者は、本件仏像の開眼法要（公表・展示）が行われたとしても、債務者に対し、正当な報酬やライセンスの帰属を得ることを目的として、裁判外又は裁判上の手続において交渉することができるものと解され、債権者における創作活動のインセンティブが阻害されるおそれは高くないものと解される。もとより、債権者が債務者に対して契約書の作成を求めること自体は、正当な権利行使であるものの、債権者が報酬を含む契約条件について納得しない限り、債務者、設計事務所側及び寄進者において本件仏像の開眼法要が叶わない状態が半永久的に続くことは、本件の一連の経緯に照らすと妥当性を欠くものと解される。

本件仏像の開眼法要を行うに当たっては、本件仏像が本件大日如来堂へ搬入された後、組上げ作業が行われる必要がある。しかしながら、この組上げ作業は、運搬のために便宜上分解された状態の各部品を組み立てるなどの行為にすぎないことがうかがわれる。また、債権者と債務者との間の本件仏像制作に関する契約は、解除又は信頼関係の破綻により終了したものと解されるから、債権者は、組上げ作業等を行うことができる契約上の権限を有しないものと解される。そうすると、債務者が、本件仏像の開眼法要を行うに当たり、債権者に代替する業者を起用するなどして本件仏像の組上げ作業を行うことは、債権者が有する同一性保持権の侵害に当たり得るとしても、その違法性の程度は高度

なものとはいえないというべきである。

本件仮処分命令の申立ての経緯をみると、債務者は、早期に本件仏像の開眼法要を行うことを目的として、本件仏像について仮の引渡しを受けることを求める旨の断行仮処分の申立てをしたところ、その申立てが認められる別件仮処分決定を得たため、その保全執行により、本件仏像の仮の引渡しを受けたことが認められる。その上で、債務者は、本件仏像の開眼法要を実現するために、組上げ作業等に着手しようとしたところ、債権者は、これを阻止せんがために、本件仮処分命令を申し立てたものといえる。そうすると、債権者による本件仮処分命令の申立ては、別件仮処分決定の趣旨に沿わないものというべきである。

以上に加え、債権者は、本件仏像の引渡期限が合意されておらず、暫定的で不確定なものであったなどと、前記で認定した一連の経緯に沿わない主張をしていること、目安とされた制作費3000万円や、既に支払を受けた8184万円余を上回る7億円もの未払を主張して、債務者が求めている開眼法要を拒んでいることなど、本件に現れた一切の事情に照らすと、債権者が有する著作権及び著作者人格権は十分に保護されるべきものであることや、債権者が住職の言動に心を痛めて信頼関係を失ったことを十分に考慮してもなお、本件仏像の開眼法要を阻止することを目的とした差止請求権の行使は、著作権法64条2項、65条3項に反し、信義則違反・権利濫用に当たるといえるべきである。

第4 結論

以上によれば、被保全権利の存在についての疎明が十分であるとはいえないから、債権者の本件仮処分命令の申立ては理由がない。よって、原決定を取り消し、本件仮処分命令の申立てを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和7年7月28日

高松地方裁判所民事部

裁判官

山 田 雅





令和1年12月5日	住職	<p>「8日の打ち合わせの際に、来年度末の完成（彩色まで含めて全ての）までの具体的な工程計画をご提示頂けますようお願いいたします。本当にもうこれがこれ以上延ばせないギリギリの締め切りというふうに考えております。既にもう完成したのかという問い合わせが多くあり、そのみならず、ご寄付をくれた方で完成を見ずに亡くなられた方がどんどん出始めております。これ以上は延ばせませんことを、これまで以上に強くご理解いただければ幸いです。これまでになく厳しいことを申し上げます。仏師でない方をお願いした以上、簡単にいかないであろうことは予想しておりましたし、当初の予定よりも計画自体が大規模化したために長期化はやむを得ないと考えておりましたが、そのことを考慮しても、もう十分に時間はかけたと私は判断致します。本当に、これ以上は延ばせません。来年度末（2021年3月末）が最終締め切り（完全な完成）とお考えください。これまで、このようなことを申し上げたことはなかったと思います。私も今回のプロジェクトの性質を考えると締切を設けることには反対でした。が、いよいよ、それをせざるを得ない所まで来たとお考えください。それと合わせまして、最終的に支払いする金額につきましても、今回、ご提示頂けますようお願い申し上げます。今回の状況打ち合わせの後に、今年分の工費のお支払いを予定しておりますが、それを含めるとこれまでのお支払分が4千万円にのぼります。来年度分を合わせると五千万円です。既にその時点で当初の予算額を遥かに上回る金額となっております。それ以外に、どれほどの金額がかかるのか、ご提示頂くべき時期にあると考えております。」</p>
	債権者	<p>「来年度の工程計画、承知致しました。お出し出来る範囲で検討してみます。しかしながら、現在ガラス鑄造がまだ難題にぶつかっているようでして、明確な結果と返事をもらえておりません。…（中略）…他にも金属加工や彩色にかかる材料費、人件費、その他各業者さんが前代未聞のごとに取り組んで下さっており、正直8日までの間に皆さんから完成までの全お見積を取ることは自称時期不可能です。ウチの工房としまして、毎日休み無く取り組んでいてこれだけの時間がかかってしまっているのです。当初申し上げた工期が僕の安易な回答であったことは言い訳のしようがなく、それは心よりお詫びいたします。ただ、数々のお打ち合わせと紆余曲折の末たどりついた現在の壮大なイメージは、そうそう簡単なことではありません。だからこそ、600年間途絶えていたのだと思います。…（中略）…もし金額的にもう限界ということでしたら、この先はウチの持ち出しでも構いません。3年目を越えたくらいから、これはそういう仕事なんだと思いつつも取り組んでおりました。つまり、自分のための仕事に思えてくるのです。」</p>
	住職	<p>「工程計画と費用は外注分を除外してのもので結構です。つまり、完全に債権者がコントロールできる部分でのお仕事を終わらせる期限を明確に設けるということです。費用も無関係とは言いませんが、何よりも、時間的にもう終わらせるべき時だと感じております。ガラス鑄造の件はもし来年度末の完成までに間に合わないなら、来年度末の完成時には仮に樹脂の蓮弁に塗装を施したものを刺しておき、あとでガラスに差し替えるのでも構いません。ご請求頂く費用も、ガラスなど外注分を除いた、債権者がコントロールする部分のみです。債権者の人件費を含め、工房の人件費、材料費ですね。本年度分と来年度分まで合わせて既に計上分が五千万円で、それ以上、いくら掛かるか、これは債権者の決定範囲ですので、この機会に、ご算出頂きますようお願いいたします。…（中略）…金額的な問題よりも、はじめの問題と、それから社会的な約束・信用問題としてあまりにもいつまでも引き伸ばし続けるべきではないと考えております。下手するとあと五年も六年もかかってしまいそうですので、今回、正式に来年度末という明確な期限を区切らせていただきます。中途半端なものになったとしても、そこが債権者と工房の能力の限界クオリティということになります。運慶を始めとする過去と現在の仏師の作品も、すべてそのような費用と時間の制約の中での結果です。それが現実というものだと思います。私としましては、既にやるだけのことはやっつたりです。決して短いはと言えないだけの時間を既にかけてと、私は判断してお伝えしております。ガラスの蓮弁が間に合わなくても、本当の締切が2021年の3月末ということをお願いいたします。これは私が一方的に決めたことではなく、前回の打ち合わせでの債権者ご自身が設定した完成時期でもあると記憶しております。それに間に合うような工期設定と今後の進め方をして頂けますよう、よろしく申し上げます。完成までの全額につきまして債権者のご負担を強いることは一切なく、責任を持って全額お支払させていただきますので、くれぐれも2021年3月末の完成をよろしく申し上げます。これが延びることはもうないとお心ください。…（中略）…既に亡くなった寄付者との約束は破られたこととなります。僧侶として人間として、これ以上、その問題を拡大できません。その限界が来年度末とお考えください。未完成（あってはならないことですが）ならば、そのまま運搬、お披露目して、納得の行かない部分やガラスパーツをあとから補充していくしかありません。」</p>
	債権者	<p>「大日如来の完成、お待ち頂いている住職や寄進者さまのお気持ちを考えると申し訳なく、また、それはそれは歯がゆい思いでいらっしやと思います。遅れてしまっている現状、言い訳のしようもございません。…（中略）…紆余曲折、多くの変更の末、今現在の状況としては自身、2021年3月の完成に向けて進行状況はおおむね悪くないと思っております。この先、5年も6年もという不安なお気持ちで書かれていましたが、もちろんそんな悠長なつもりではありません。どうか、そこはご安心ください。」</p>
	住職	<p>「これまではクオリティ第一主義でやってきましたが、これからは納期に第一のプライオリティを置くというスタンスでお願いします。質が落ちてもそれは仕方ありません。…（中略）…ここからさきは納期から逆算してお仕事を進めていただきたい。クオリティが不十分でも設定の工期が来たらそこで終了としてやるべき次の作業に移っていただくという作業の進め方をお願いします。もう延ばすことは考えておりませんし、先延ばしは不可能とお心ください、今後の制作は取り組んで頂きたいです。これまで一言もこのようなことを申し上げなかった私がこういうことを言わざるを得ない時が来たのだということを、ご理解ください。そして、今回の仏像づくりは私の人生を代表する仕事であり、私の一生よりも今回の大日如来像の価値の方がはるかに重いと考えております。その私がクオリティを犠牲にしても納期までの完成を第一に、と申し上げる気持ちをご理解いただければ幸いです。」</p>
令和1年12月6日	債権者	<p>「目指す予定2021年3月までの人件費、食費、材料費などの経費としましては、今回頂く分+3ヶ月分ということですので、住職の認識よりも1千万円弱少なくなります。…（中略）…実質、完成まで人件費、食費、材料費で4千万円+3ヶ月分が今のところ完成までに掛かる工房の経費ということになるかと思っております。」</p>
令和1年12月14日	住職	<p>「プロジェクトの終わりが見えてきたということで、お金の方の仕舞いも考えなければなりません。今回、お送りいただいた制作経費明細通りの金額をお振込みさせていただくことにいたします。…（中略）…今回は除いてあと1回だけになると思いますが、同様に制作経費明細通りの金額を振り込ませていただき、引き渡し後に、債権者個人に対する報酬を支払う、という形を考えておりますが、それでいかがでしょうか？異論があったら、率直にお伝えください。」</p>
令和1年12月15日	債権者	<p>「お送りしました制作経費は、あくまで来年の経費を前受けで頂戴するにあたっての参考金額ですので、あとは住職のご判断にお任せ致しまして、工房経費としましては頂戴した金額の中でとにかくやりくりいたします。…もし余りましたら、その分はご返金いたします。」</p>